○伊方町新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助金交付要綱

令和4年3月7日

告示第22号

(目的)

- 第1条 この告示は、個人、法人及び民間団体等が地域経済の活性化及び地域の一体的発展を図るために町内で実施する新規事業、事業継続のための事業及び地域づくり事業に対して支援するため、伊方町新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 前条の民間団体等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 地域の自治会、町内会等のコミュニティ団体
 - (2) 商工会、農業協同組合、漁業協同組合等の産業経済団体
 - (3) 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体
 - (4) 地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、実行委員会、協議会等(規約、会則等が制定されている概ね5人以上で構成されているもの)

(補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に 掲げる事業とし、各事業における事業種目、補助対象者、補助対象期間、補助対象経費、 補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、同一年度において当 該各号に掲げる事業に対する補助金の重複は認めない。
 - (1) 創業・起業支援事業
 - (2) 事業継続支援事業
 - (3) 地域づくり支援事業
 - (4) 雇用促進事業
- 2 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者としない。
 - (1) 補助対象事業に対し、国、県、町又は他の団体の同種の制度を活用して補助金の交付を受ける者
 - (2) 町税等の滞納のある者
 - (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条に規定する事業を営む者であるとき。
 - (4) 伊方町暴力団排除条例(平成23年伊方町条例第20号)第2条第3号の暴力団員等に 該当する者等町長が不適当と認めるとき。

(5) その他町長が適当でないと判断する事業を実施しようとするとき。

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新規事業・事業 継続チャレンジ支援事業等補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて 町長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画の概要(様式第2号)
 - (2) 誓約書(様式第3号)
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

- 第5条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。また、審査の結果適当と認められなかった場合は、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の決定を行うにあたっては、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助金審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴取するものとする。

(審杳会)

- 第6条 審査会は会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、副町長をもって充て、委員は町長が指定する課等の長の職にある者をもって充 てる。
- 3 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者を審査会に出席させ、意見を聴取することができる。

(計画の変更等)

- 第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画を変更し、又は中止しようとする場合には、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等計画変更申請書(様式第6号)を(変更の場合にあっては、変更の内容が分かる書類を添えて)あらかじめ町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であ

ると認めるときは、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等計画変更交付決定通知書(様式第6の2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 補助事業者は、補助対象事業の完了後、速やかに新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算書(様式第8号)
 - (2) 補助対象事業の完了が確認できる書類(図面及び写真等)
 - (3) 支払金額を証する書類 (請求書又は領収書) の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査を行い、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助金確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助金請求 (様式第10号) を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者がやむを得ない事由により補助金の概算払いを受けようとするときは、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助金概算払請求書(様式第11号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出することができる。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

- 第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の 全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 創業・起業支援事業又は事業継続支援事業に係る補助金の交付を受けた者が、当該 補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過する日までに補助事業に係る事業を 中止し、又は事業所を町外に移転したとき。
 - (3) 創業・起業支援事業に係る補助金の交付を受けた者が、当該補助金の交付を受けた

日から起算して3年を経過する日までに新規雇用した常勤者について解雇又は離職が あった場合で、町長が別に定める日までに町内に住所を有する者を常勤者として新規雇 用しなかったとき。

- (4) その他この告示の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金交付の取り消しを決定したときは、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(補助金の返環)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助 事業者に当該取り消しに係る補助金を交付しているときは、新規事業・事業継続チャレン ジ支援事業等補助金返還通知書(様式第13号)により、期限を定めてその返還を命ずるも のとする。なお、返還率は別表第2及び別表第3のとおりとする。

(遅延損害金)

- 第14条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を町に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により遅延損害金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 第1項の遅延損害金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(決算及び経営状況の報告)

- 第15条 補助事業者は、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業等補助金の交付を受けた年度を含む3年間、毎年度の決算及び経営状況を事業経過報告書(様式第14号)により町長に報告しなければならない。
- 2 前項の報告書には、当該年度の決算書を添付しなければならない。ただし、民間団体等 がソフト事業のみを実施した場合を除くものとする。

(財産の管理及び処分)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産

等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって 管理し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供 してはならない。ただし、次に掲げる場合を除いては、この限りではない。

- (1) 補助事業者が、補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合。
- (2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数を経過した場合。
- 2 補助事業者は、前項第2号の耐用年数を経過するまでに取得財産等を処分しようとする ときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。この場合において、町長は、補 助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部 又は一部を町に納付させることができる。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助金に関わる書類及び会計簿等を補助対象期間の終了後5年間保存しなければならない。

(庶務)

第18条 この補助金に関する庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- この告示は、令和4年4月1日から施行する。
 - (伊方町創業・起業支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 伊方町創業・起業支援事業補助金交付要綱 (平成31年伊方町告示第5号) は、廃止する。 (伊方町創業・起業支援事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この告示の施行の際現に前項の規定による廃止前の伊方町創業・起業支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和4年8月26日告示第84号)

この告示は、令和4年8月26日から施行する。

附 則(令和5年1月26日告示第7号)

この告示は、令和5年1月26日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第39号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(令和5年8月9日告示第86号) この告示は、令和5年8月9日から施行する。 附 則(令和6年4月1日告示第34号) この告示は、令和6年4月1日から施行する。 附 則(令和6年11月11日告示第85号) この告示は、令和6年11月11日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(1) 創業・起業支援事業

事業種目	補助対象者	補助対象期間	補助対象経費	補助率及び補助限度額
ア 町内の農水	次のいずれかに	創業・起業	補助対象事	補助対象経費の2分の1
産資源、自然	該当する者	の日から補助	業の実施に必	以内の額又は次の各号に定
資源等を利活	(1) 町内に事業	金の交付決定	要な次に掲げ	める金額のいずれか低い額
用したもの	所等を設け創	日の属する年	る経費	(1) 町内に住所を有する
イ 町内の課題	業・起業する個人	度の末日又は	(1) 起業に	者2人以上を常勤者とし
解決に資する	又は法人であっ	創業・起業の	関する経費	て新規雇用する場合(複
<i>€</i> 0	て、創業・起業の	日から起算し	(2) 事業開	数人で2人相当分の常勤
ウ 町内の空き	日から3年を経	て3箇年を経	始後1年間	者の勤務時間を満たす場
家等を拠点と	過しない者	過した日のい	の運営経費	合を含む。) 3,000,000
して、新たな	(2) 町内に事業	ずれか早い日	※補助金の交	円
付加価値を生	所等を設ける個	まで	付は、同一	(2) 町内に住所を有する
み出すもの	人又は法人であ		事業者につ	者1人以上を常勤者とし
	って、新たなビジ		き1回限り	て新規雇用する場合(複
	ネス展開を開始			数人で常勤者の勤務時間
	した者			を満たす場合を含む。)
	※過去に「地域づく			2,000,000円
	り支援事業」の補			(3) 前各号の新規雇用を
	助金の交付を受			しない場合 1,000,000
	けた民間団体等			円
	が、同種の事業で			※常勤者は、1週間当たり
	創業・起業する場			の勤務時間が38時間45分
	合は対象外とす			以上の者をいう。
	る。			※補助金の額に1,000円未
				満の端数が生じたとき
				は、その端数を切り捨て
				るものとする。

(2) 事業継続支援事業

事業種目	補助対象者	補助対象期間	補助対象経費	補助率及び補助限
				度額
ア 自身又は自	町内に事業所等を	事業完了の日	補助対象事業の	補助対象経費か
社で所有する	設ける個人又は法人	から補助金の交	実施に必要な次に	ら1,000,000円を
事業の用に供	であって、事業種目	付決定日の属す	掲げる経費	差し引いた額の2
する建物(居	に掲げる事業を実施	る年度の末日又	(1) 事業の用に	分の1以内の額又
住の用に供す	する者。ただし、事	は事業完了の日	供する建物 (居住	は3,000,000円の
るものを含	業完了の日から1年	から起算して1	の用に供するも	いずれか低い額
み、併用住宅	を経過しない者で、	箇年を経過した	のを含み、併用住	※補助金の額に
の居住部分を	過去5年間に本事業	日のいずれか早	宅の居住部分を	1,000円未満の
除く)の新築、	の補助金の交付を受	い日まで	除く)の新築、増	端数が生じたと
増改築又は修	けていない者。		改築又は修繕工	きは、その端数
繕を行うもの			事に要する経費	を切り捨てるも
イ 新たに情報			(2) 事業所等に	のとする。
通信機器等の			新たに情報通信	
通信環境整備			機器等の通信環	
を行うもの			境整備のための	
ウ 既存設備の			機器購入及び設	
更新や事業継			置に要する経費	
続のために必			(3) 既存設備の	
要な設備を新			更新や事業継続	
たに整備する			のために必要な	
者			新たな設備に要	
エ 事業承継の			する経費 (消耗品	
ためのM&Aを			は除く)	
行うもの			(4) 事業承継の	
			ためのM&Aに要	
			する経費 (コンサ	
			ルタント等の委	
			託経費を除く)	

(3) 地域づくり支援事業

事業種目	補助対象者	補助対象期間	補助対象経費	補助率及び補助限
				度額
ア 自らの創意	民間団体等	補助金の交	補助対象事業の	補助対象経費の
工夫による地	※補助対象となるの	付決定日の属	実施に必要な次に	4分の3以内
域の一体的発	は、同一民間団体等	する年度 (ただ	掲げる経費	ただし、以下に
展に取り組む	につき1回限り。連	し、ソフト事業	(1) ソフト事業	定める補助限度額
もの	続する期間の場合は	については連	事業のうち人件	のいずれか低い額
イ 地域コミュ	1回とみなす。	続する3箇年、	費、食糧費及び	(1) ソフト事業
ニティの再生		ハード事業に	不動産取得経費	1,000,000円
等に取り組む		ついては連続	を除いた経費	(2) ハード事業
もの		する2箇年を	(2) ハード事業	2,000,000円
ウ その他地域		限度とする。)	事業のうち改修	※補助金の額に
づくりのため			工事並びに修	1,000円未満の
に必要なもの			繕、備品整備に	端数が生じたと
			要する経費	きは、その端数
			※備品については	を切り捨てるも
			単体で50,000円	のとする。
			以上のもの	

(4) 雇用促進事業

事業種目	補助対象者	補助対象期間	補助対象経費	補助率及び補助限
				度額
新たに常勤者を	町内に事業所等を	雇用の日か	新たに常勤者と	常勤者1人につ
雇用するもの	設ける個人又は法人	ら補助金の交	して雇用した町内	き250,000円以内。
	であって、新たに町	付決定日の属	に住所を有する者	ただし、補助事業
	内に住所を有する者	する年度の末	に係る経費	者毎に1,000,000
	1 人以上を常勤者と	日又は雇用の	※ 補助金の交付	円を限度とする。
	して1年以上継続し	日から起算し	は、同一の被雇用	※補助金の額に
	て雇用した者	て1箇年を経	者につき1回限り	1,000円未満の
	※常勤者とは、事業	過した日のい		端数が生じたと
	所等における勤務	ずれか早い日		きは、その端数
	時間が、当該事業	まで		を切り捨てるも
	所等の就業規則等			のとする。
	で定められている			
	常勤の従業者が勤			
	務すべき時間数に			
	達している者をい			
	う。(複数人で1			
	人あたりの常勤の			
	従業者の勤務時間			
	を満たす場合も含			
	む。)			
	ただし、事業所			
	等がこれに準ずる			
	規則等を定めてい			
	ない場合は、常勤			
	者とは1週間あた			
	りの勤務時間が38			
	時間45分以上の者			
	をいう。			

別表第2 (第13条関係)

事業継続年数	返還率
補助金交付の日から1年未満	10/10
1年以上2年未満	4 / 5
2年以上3年未満	3/5
3年以上4年未満	2/5
4年以上5年未満	1/5

別表第3 (第13条関係)

雇用継続年数	返還率
補助金交付の日から1年未満	10/10
1年以上2年未満	6/10
2年以上3年未満	2/10